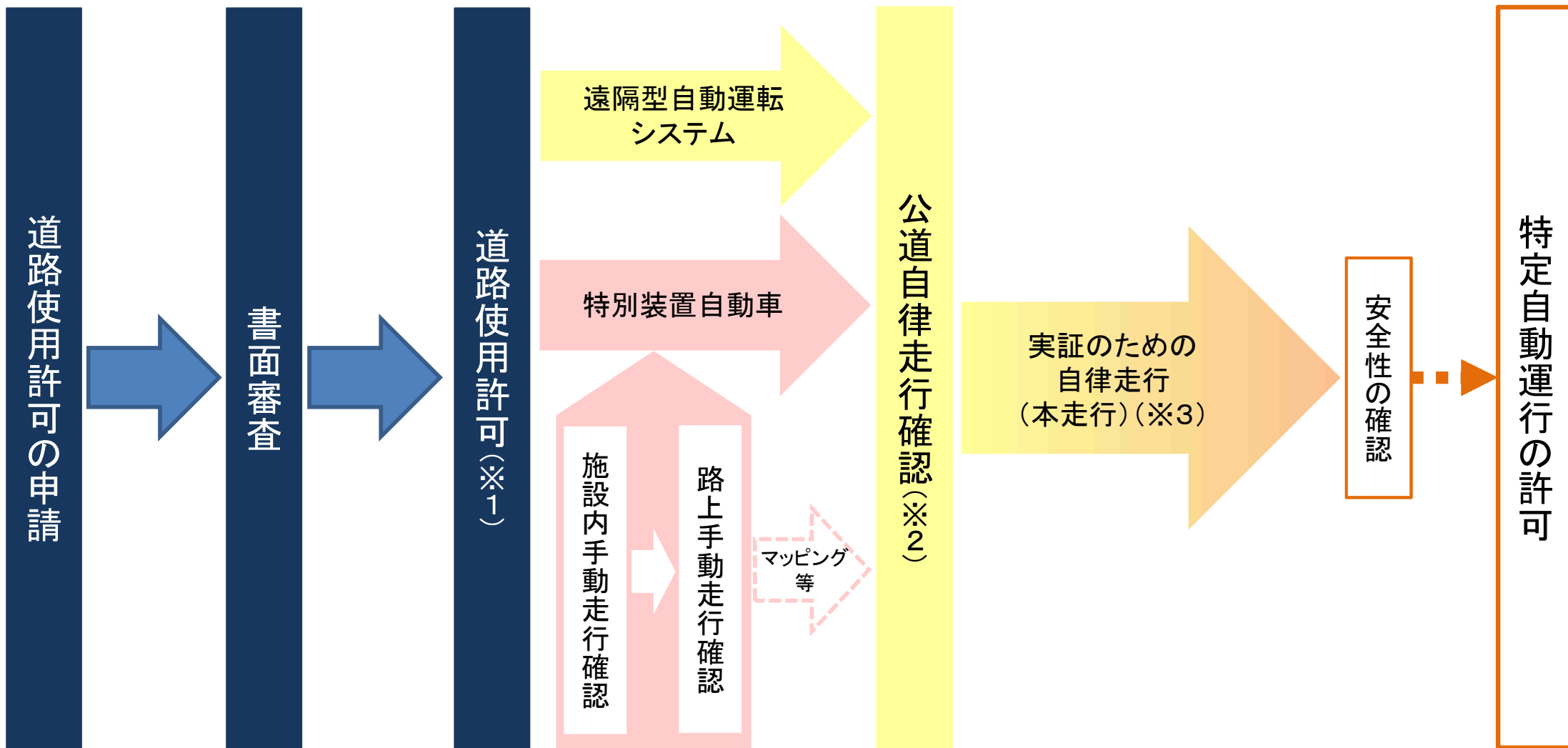


# 自動運転の公道実証実験の本走行に至るまでの道路使用許可の手續



※1 許可条件については、実験車両の構造、性能、申請に係る日時及び場所、気象状況等に応じ、申請に係る事案ごとに、適切な条件を検討し、付す。

※2 特別装置自動車については、施設内手動走行確認及び路上手動走行確認を受けた監視・操作者が実験車両に乗車して行う。

※3 本走行は、公道自律走行確認を経た実験車両により行うことが許可条件。加えて、特別装置自動車については、施設内手動走行確認及び路上手動走行確認を受けた監視・操作者が実験車両に乗車して行うことが許可条件。